

⑦ 月間・運動のお知らせ

1月26日は「文化財防火デー」です

問 生涯学習課(内線 382)

「文化財防火デー」は、昭和24年に現存する世界最古の木造建築物である法隆寺金堂が炎上し壁面が焼損した日であること、また1月から2月が1年のうちで最も火災が発生しやすい時期であることから制定されました。市でも、消防署と協力して文化財の立入検査や防火指導を行うなど、文化財防火運動を推進しています。貴重な文化財を火災などの災害から守り後世に受け継いでいくため、皆様のご理解ご協力をお願いします。

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン実施中です

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内)

相談専用電話：0296-77-1313

相談受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・4火曜は休館日)

消費者ホットライン:188(イヤヤ) ※お近くの消費生活センターにつながります。

インターネットやSNSによるトラブルが後を絶ちません。利用することが多い若者の皆さんは十分に注意してください。

また、令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、未成年として法律で保護されていた18歳・19歳は、「未成年者」であることを理由とした契約の取り消しができなくなりました。

被害を防ぐには、その手口を知っておくことが大切です。また、さまざまな消費のしくみや消費者の権利と責任について理解しておきましょう。

困ったときは一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
マルチ商法 マルチまがい商法	友人や知人から「簡単に儲かる」と勧められ、高額な教材を購入してしまった。	友達に誘われてもきっぱり断る。ウマイ話を信用しない。
架空請求 不当請求	メール等で身に覚えのない料金請求がきた。アダルトサイトをクリックしたら「登録完了」の表示が出て高額な料金を請求された。	慌てて返信したり、電話をしない。身に覚えがない請求には応じない。
アポイントメント セールス	SNSで知り合った異性からお茶に誘われ出かけたが、ビジネスセミナーを勧められ嫌われたくなくて契約してしまった。	その場の雰囲気や契約を結ばない。SNSで知り合った人と会うときは慎重に。
ネット広告を きっかけとした トラブル	「初回無料」「初回限定500円」などのお試し広告に注意。	通信販売にはクーリングオフ制度がないので、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

笠間市消費生活センターでは、まちづくり出前講座で「若者の消費者トラブル」や「成年年齢引き下げ」について学ぶメニューを用意しています。学校やサークル、保護者の方の利用もお待ちしています。出前講座の問い合わせや申し込みは、総務課(内線136)までご連絡ください。

**家庭ごみは地域の集積所へ。
環境センターへの持ち込み削減にご協力ください。**